

集団発生報告フローチャート

いつもと違う！

○月×日からAフロアで嘔吐症状が増えた・・・
同じ時期に発熱で休んでいる園児がいたな・・・

報告基準

- ①同一の感染症で、10名以上または全利用者の半数以上発生した場合
- ②同一の感染症で、1週間に2名以上の死亡または重篤患者が発生した場合
- ③上記①、②に該当しない場合であっても、通常と異なる感染症の発生が疑われ、施設長が報告を必要と認めた場合

根拠：「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について
(平成17年2月22日付厚生労働省通知 令和5年4月28日一部改正)」

①施設状況確認票 ②感染症等発症状況一覧の2点をメールまたはFAXで提出をお願いします。※記載例を参考に、可能な範囲でご記入ください

すぐに作成できない場合は、まずは電話でご連絡をお願いします！！

多摩小平保健所 感染症対策担当に連絡をお願いします。TEL：042-450-3111

施設状況確認票をもとに、以下の内容を確認します。

- ①いつからですか？
- ②発生場所はどこですか？
- ③何人発生していますか？
- ④どのような症状ですか？
- ⑤症状がある方は受診していますか？どのような診断を受けていますか？
- ⑥重症の方（入院・死亡など）はいますか？
- ⑦感染症の発生に伴い、どのような対応をしていますか？（消毒方法など）
- ⑧感染対策で困っていることや確認したいことはありますか？



多摩小平保健所
おひげのたけのこ
あつたけ

新たに同じ症状の方が発生している間は、
原則毎日、感染症等発症状況一覧をメールまたはFAXで提出をお願いします。

終息の時期は、その感染症の最大の潜伏期間の2倍の期間を目安とします。
具体的な時期については、発生状況等を考慮し、地区担当保健師が終息の確認をします。

まん延防止に向け、対策を一緒に
考えることができます！
お困りのことがありましたら、
ご相談ください。



【連絡先】

多摩小平保健所 保健対策課 感染症対策担当
TEL：042-450-3111
FAX：042-450-3261
MAIL：S1153503@section.metro.tokyo.jp